

平成19年度

美馬市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

美馬市監査委員

美 監 査 第 82 号  
平成20年8月11日

美馬市長 牧田 久 殿

美馬市監査委員 松家 忠秀  
美馬市監査委員 川西 仁

平成19年度美馬市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成19年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

# 平成19年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成19年度美馬市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った結果、その意見は次のとおりである。

## 1 審査の対象

### 【健全化判断比率】

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 【資金不足比率】

公営企業ごとの資金不足比率

### 【算定の基礎となる事項を記載した書類】

## 2 審査の手續

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、算定の基礎となる計数は正確であるか、各比率の算定は適正かつ客観的な方法によりなされているかどうかの主眼を置き、決算書その他証拠書類の照合等通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めたその他の審査手續を実施した。

## 3 審査の期間

平成20年7月24日から平成20年8月8日まで

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査の概要は、以下のとおりである。

(1) 健全化判断比率について

(単位：%)

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準	参考(実質黒字比率)
① 実質赤字比率	-	13.12	20.00	( 2.68 )
② 連結実質赤字比率	-	18.12	40.00	( 8.74 )
③ 実質公債費比率	17.2	25.0	35.0	
④ 将来負担比率	145.1	350.0		

- ・平成19年度の健全化判断比率の状況は、上表のとおりである。
- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、対象となる会計がそれぞれ黒字決算のため数値がない。
- ・参考のため、( )内にそれぞれの実質黒字比率を表した。(小数第3位以下切り捨て)

① 実質赤字比率について

平成19年度の一般会計等は、307,276千円(2.68%)の黒字決算であり、実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率の数値はない。  
早期健全化基準13.12%の範囲内で運営されている。

② 連結実質赤字比率について

全会計の収支合計は、1,000,801千円(8.74%)の黒字決算であり、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率の数値はない。  
早期健全化基準18.12%の範囲内で運営されている。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は17.2%であり、早期健全化基準25.0%の範囲内で運営されている。

④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率については145.1%であり、早期健全化基準350.0%の範囲内で運営されている。

(2) 公営企業ごとの資金不足比率について

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	参考(資金剰余比率)
① 水道事業会計	-	20.00	( 64.22 )
② 公共下水道事業特別会計	-		( 57.20 )
③ 農業集落排水事業特別会計	-		( 15.90 )
④ 美馬温泉保養センター事業特別会計	-		( 14.61 )
⑤ 一の森ヒュッテ事業特別会計	-		( 52.98 )
⑥ 簡易水道事業特別会計	-		( 5.52 )

- ・平成19年度の公営企業ごとの資金不足比率の状況は、上表のとおりである。
- ・すべての公営企業で資金不足額が生じていないので、資金不足比率の数値はない。
- ・参考のため、( )内に資金剰余比率を表した。(小数第3位以下切り捨て)

- ① 水道事業会計について  
平成19年度水道事業は、338,907千円の資金剰余額があり、資金不足比率の数値はない。  
資金剰余額の事業の規模に対する比率(資金剰余比率)は、64.22%となっている。
- ② 公共下水道事業特別会計について  
公共下水道事業は、2,180千円の資金剰余額があり、資金不足比率の数値はない。  
資金剰余額の事業の規模に対する比率(資金剰余比率)は、57.20%となっている。
- ③ 農業集落排水事業特別会計について  
農業集落排水事業は、1,275千円の資金剰余額があり、資金不足比率の数値はない。  
資金剰余額の事業の規模に対する比率(資金剰余比率)は、15.90%となっている。
- ④ 美馬温泉保養センター事業特別会計について  
美馬温泉保養センター事業は、2,332千円の資金剰余額があり、資金不足比率の数値はない。  
資金剰余額の事業の規模に対する比率(資金剰余比率)は、14.61%となっている。
- ⑤ 一の森ヒュッテ事業特別会計について  
一の森ヒュッテ事業は、1,839千円の資金剰余額があり、資金不足比率の数値はない。  
資金剰余額の事業の規模に対する比率(資金剰余比率)は、52.98%となっている。
- ⑥ 簡易水道事業特別会計について  
簡易水道事業は、6,220千円の資金剰余額があり、資金不足比率の数値はない。  
資金剰余額の事業の規模に対する比率(資金剰余比率)は、5.52%となっている。

### (3) むすび

以上が、平成19年度美馬市健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率審査の概要である。

いずれの健全化判断比率も早期健全化基準を下回る数値となっており、また、すべての公営企業において資金不足比率は生じていない。

財政健全化法では、健全化判断比率がいずれかの早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定が義務付けられ、計画に基づく財政健全化が実施されることになり、財政悪化の早い段階から早期是正を行い、深刻な事態を未然に防止することを目的としている。

健全化判断比率の中で、特に将来負担比率については、一部事務組合や出資法人等の債務のうち、市において実質的な負担が見込まれるものを含めて算定されるものであり、それらが今後どのように推移するか中長期的な視点に立った見通しが必要である。

本市の財政計画に基づく財政運営による収支見通しと各財政指標の動向を的確に把握し、よりわかりやすく市民に情報の提供を行うとともに、一般会計、特別会計だけでなく、市全体として健全な財政運営に努められたい。

平成20年8月11日

美馬市監査委員 松家 忠秀  
美馬市監査委員 川西 仁

美馬市長 牧 田 久 殿